

**当直令状等事務処理マニュアル
(勾留請求事務を除く)
千葉地方裁判所**

平成30年12月改訂版

はしがき

本マニュアルは、宿日直において初めて令状事務を担当する職員を主な対象として作成したものです。通常逮捕状の処理を始め、各種令状の処理を行うにあたり、主な手順及びその際の注意点等をまとめた内容となっているので、本マニュアルを活用し、具体的な事件処理については、当番裁判官に相談し、その指示に従ってください。

目 次

1 令状当番裁判官	1
2 令状等の処理に関する帳簿等の種類	
2-1 令状等の処理に関する帳簿等の種類（地裁）	1
2-2 令状等の処理に関する帳簿等の種類（簡裁）	2
3 各種請求事件と事務処理	
3-1 通常逮捕状	3
3-2 緊急逮捕状	6
3-3 その他の令状	7
3-4 準抗告申立	9
3-5 勾留期間延長請求（勾留延長）	10
3-6 観護状	12
3-7 勾留の執行停止	14
3-8 勾留取消請求	18
3-9 接見等禁止一部解除申請	19

※保釈については、保釈マニュアルを参照してください。

1 令状当番裁判官

令状当番裁判官は、月ごとの『令状当番表』に記載されている。令状当番表は、
[REDACTED] のファイルに記載されているので、当日の令状処理庁と裁判官名を確認する。
当直における一般令状は、原則として、千葉簡易裁判所名義で処理することになるが、
令状当番表の裁判官名欄に、○印が付されている裁判官の場合には、千葉地方裁判所名義で処理する。 令状当番裁判官が千葉地方裁判所名義で処理する場合、応援裁判官も千葉地方裁判所名義で処理する。

なお、千葉地方裁判所として処理すべき令状（関税法121条所定の許可状）があるので注意する。

2 令状等の処理に関する帳簿等の種類

令状処理に必要な帳簿等は、予め、地裁刑事訟事件係又は簡裁刑事係（以下「刑事担当者」という。）から当直室に引き継がれている。令状処理の際は、処理庁に対応する帳簿を選択して使用する。なお、平成30年12月1日から、令状に庁印を押捺しない取扱いとなったため、庁印は当直室に引き継がれない。

当直勤務終了後、これらの帳簿等はそれぞれの刑事担当者に引き継ぐ。また、処理終了後の令状関係書類（逮捕状請求書謄本、令状審査表等）は、[REDACTED] の「令状関係書類引継簿」により処理庁の刑事担当者に引き継ぐ。

2-1 地裁の帳簿の種類とその区分等

帳簿の名称	帳簿内区分等
令状請求事件簿（逮捕・捜索差押）	逮捕状、捜索差押、鑑定処分、検証、身体検査、通信傍受、通信傍受延長、引致状、行ク（※出管法31条、児童虐待の防止等に関する法律9条の3）
令状請求事件簿（鑑定留置等）	鑑定留置状、観護措置、勾引状
[REDACTED] 緊急時用帳簿	[REDACTED]が利用不可の場合に、 勾留、勾留延長、接見等禁止請求、準抗告申立、 保釈請求を立件する。
[REDACTED] 庁外事件関係送付簿	
上訴申立書等記録簿（被疑者国選請求用）	
上訴申立書等記録簿	※上訴、抗告、被疑者の勾留執行停止申立は、この帳簿に登載する。
被疑者弁護人選任申出通知簿	
被疑者国選対象事件ファイル (不在・不受任通知管理簿)	

上記帳簿のほか、書類引継用の青色箱が当直室に引き継がれる。

2-2 簡裁の帳簿の種類とその区分等

帳簿の名称	帳簿内区分
令状請求事件簿	逮捕状、捜索差押、鑑定処分、検証、身体検査、引致状、保護許可、観護状、臨検（行イ）
刑事雑事件簿	雑（接見等禁止請求は除く）、再審、訴費免
■緊急時用帳簿	■が利用不可の場合に、勾留、勾留延長、接見等禁止請求を立件する。
■庁外事件関係送付簿	
上訴申立書等記録簿（被疑者国選請求用）	
上訴申立書等記録簿（上訴用）	※上訴、抗告、被疑者の勾留執行停止申立は、この帳簿に登載する。
被疑者私選弁護人選任申出通知簿	
私選弁護人申出通知書	

上記帳簿のほか、書類引継用の黄色箱が当直室に引き継がれる。

3 各種請求事件と事務処理

各種令状処理にあたっては、令状チェックシートや令状審査表を使用し、細心の注意を払って処理に当たるようにする。各種令状の受付から発付までの処理方法については次に示すとおりである。

なお、平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなった。

3-1 通常逮捕状

① 受付

逮捕状請求書の形式的記載事項（日付、請求先、警察署印、請求者の押印等）及び請求書の謄本が添付されていることを確認した上、請求書原本及び謄本の1枚目余白に当直受付印を押す。令状請求事件簿に所要事項を記載し、請求書原本及び謄本に事件番号を記載した上、請求書原本に認印する。

事件符号は、地裁が(む)、簡裁が(る)である。

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1/10	5020	千葉中央	強盗致傷	千葉 健	甲	西倉	完付	轟	当直受理
..	5021	千葉東	窃盜	柴田 秀一	甲 1か月	..	完付	星	当直受理
..	5022	千葉西	器物損壊	宮崎 重朋	甲	..	完付 却下	轟	当直受理

令状請求事件簿（逮捕状） 記入例

② 受付の注意点等

ア 請求権者

通常逮捕状の請求権者は、検察官、司法警察員であり、司法警察員の場合は、公安委員会の指定した警部以上の者に限られている。なお、特別法に定める司法警察員は、麻薬取締官（員）、海上保安官（補）等があり、その権限の範囲には事項的又は地域的に制限があるので請求があった場合には注意を要する（刑訴法190条参照）。

イ 請求先

休日は、警察署が請求書のあて先を空欄にしたまま請求する所以があるので、その際は、令状処理庁を確認し、受付時に請求者に記入させる。

ウ 令状種別

通常逮捕状の請求の場合、事件簿の令状種別欄には、「甲」と記載する。

エ 人定事項の確認

被疑者の人定事項は、請求書とともに警察から提出された疎明資料（以下「疎明資料」という。）にある戸籍謄本や在籍照会等を十分に確認する。

被疑者氏名不詳の場合には、人相、体格等被疑者を特定するに足りる事項を記載するか、または被疑者の写真を添付して特定があるので注意する。

才 有效期間

有効期間は、原則として7日（初日不算入）であるが、更新令状以外の場合で、7日を超える請求がなされた場合は、その事由をよく確認し、疑問がある場合は、裁判官の指示を受ける。

力 令状審査表による請求書の点検

令状審査表に従い、疎明資料を確認しながら、請求書を点検、審査する。

③ 通常逮捕状の作成

通常逮捕状用紙を用い、請求書と
疎明資料に基づいて、所要事項を記
載する。令状作成システムを使用し
て作成する場合は、必要事項を入力
する。

逮捕状請求書(甲)

平成23年 1月10日

千葉県警 警務課

検 刑 司 事務官

千葉中央

千葉県警察本部

印

警 部 信 息 局 務

下記被疑者に対し、 強盗致傷
逮捕状の発行を請求する。

犯

1 被疑者

氏名 千葉 錠
 年齢 昭和32年10月2日生(43歳)
 性別 男
 住居 〒東京都品川区大崎七丁目5番7号 東急4号

2 T日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

3 引渡すべき官公署又はその他の場所

千葉中央警察署又は近接地を掌握する警察署

4 逮捕状を提出必要とするときは、その範囲及び事由

5 被疑者が暴力を犯したことにより起る報復の理由

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

7 被告者にせし、同一の犯行事實又は既に起訴中である他の犯行事實について、前に逮捕状の請求又はその届けがあったときは、その旨及び同一の犯行事實並びに同一の犯行事實につき見に逮捕状を請求する理由

8 30万円(現金、暴力行為等既に隠す係り及び強制探偵取扱の監禁に隠す係りの額以外の額に付いて2万円)以下の金銭、持物又は料金に当たる事については、無事新法第10の最初1項ただし書に定める事由

9 被疑事実の管轄

別紙記載のとおり

5020

④ 裁判官への提出

準備した逮捕状を請求書と令状審査表とともにクリアファイルに入れ、疎明資料を添えて裁判官に提出する（※更新令状請求の場合は、返還令状も同時に提出する。）。

⑤ 通常逮捕状の発付

ア 請求者への交付

令状は、令状審査表に基づき、裁判官の押印、契印、訂正印等の漏れがないことを確認し、疎明資料とともに請求者に交付し、令状請求事件簿に受領印を受ける。請求書謄本は裁判所で保管する。裁判官の指示により、請求書に訂正すべき事項がある場合は、必ず請求者に訂正してもらい、謄本も同様に訂正させるのを忘れないようにする。

イ 帳簿の記載等

有効期間が7日を超えて許可した場合は、令状請求事件簿の該当事件の令状種別欄の「甲」と記載した下に有効期間を「1か月」などと記載する。※前記記入例参照

ウ 返還令状

令状の返還を受けた場合は、送付書に受付日付印を押し、引継簿により刑事担当者に引き継ぐ。本庁以外の支部や簡裁で発付した令状の返還は、発付した庁に返還するので本庁当直では受領しないように注意する。

⑥ 却下の処理

ア 却下決定の付記

請求書原本の余白に、却下用のゴム印を使用して、裁判官が記名押印してこれを請求者に交付する。

本件請求を却下する。
平成 年 月 日
千葉●●裁判所
裁判官 西 倉 涼 

イ 帳簿の処理

令状請求事件簿の結果欄の「発付」の文字を抹消し、「却下」と記載する。

※前記記入例参照

ウ 請求書原本の返還

請求書原本及び疎明資料を請求者に返還し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

エ 謄本の保管

請求書謄本は、その上部欄外に「○月○日却下」と表示し、裁判所で保管する。

⑦ 撤回の処理

ア 帳簿の処理

令状請求事件簿の結果欄の「発付」の文字を抹消し、「撤回」と記載する。

イ 請求書原本の返還

請求書原本及び疎明資料を請求者に返還し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

ウ 謄本の保管

請求書謄本は、その上部欄外に「○月○日撤回」と表示し、裁判所で保管する。

3-2 緊急逮捕状

① 受付の注意点等

処理手順については、通常逮捕状の場合とほぼ同様であるが、ここでは、特に注意すべき点について説明する。緊急逮捕状を処理する場合は、その性質を勘案し、他の事務処理よりもできる限り優先して行うようにする。

ア 請求権者

検察事務官、警部補以下の警察官でも請求できる。

イ 帳簿の記載等

令状請求事件簿の令状種別欄に「乙」と記載する。

ウ 受理時刻の記入

逮捕後直ちに請求手続きをしなければならない（刑訴法210条）ので、緊急逮捕状請求書原本及び謄本の受付印の受理時間記入欄に必ず時刻を記入する。



② 請求書の点検

ア 要件

緊急逮捕は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪であることが要件とされている。例えば、道路交通法違反（報告義務違反）は、法定刑が、「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」であるから緊急逮捕はできない。いわゆるひき逃げ事案において、過失運転致傷並びに道路交通法違反（救護義務違反及び報告義務違反）の被疑事実で緊急逮捕状の請求がなされることがあるので注意する。このような場合の処理としては、過失運転致傷及び道路交通法違反（救護義務違反）の被疑事実だけを記載した緊急逮捕状を発付する方法が考えられる。

イ 請求書の記載漏れに注意

逮捕状請求書（乙）の「逮捕の年月日時及び場所」、「引致の年月日時及び場所」の記載漏れが特に多いので注意する。

③ 緊急逮捕状の作成から発付までは、通常逮捕状の処理と同様である。

④ 請求の却下

緊急逮捕状は既になされた逮捕の追認であり、「撤回」させるという処理はないので注意する。裁判官が請求を審査した結果、要件を欠いている場合、明らかに逮捕の必要性がないと認められる場合、請求の方式に違反している場合、請求が著しく遅延した場合には却下することになる。却下の場合の処理方法については、通常逮捕状の場合と同じであるが、却下の理由を明示する場合もあるので裁判官の指示を受ける。

3-3 その他の令状

その他の令状の種類としては次のとおりである。

令状種類	事件符号		請求権者
	簡裁	地裁	
検査官、検察事務官、司法警察員（司法警察員の場合、司法巡回は含まれないが、通常逮捕状と異なり、警部以上に限られない。）	(る)	(れ)	
税関職員及び収税官吏 ※東京税関成田税関支署からの関税法121条に基づく令状請求については、千葉地裁にしか管轄がないので注意！	(る)	(れ)	
保護観察所長	(る)	(れ)	
検査官（検事総長が指定する検事）、司法警察員（公安委員会が指定した警視以上の者など）	不可	(れ)	

※国際捜査共助等に関する法律12条に基づく差押え、記録命令付差押え、検索又は検証の請求については、千葉地裁にしか管轄がないので注意！

行政事件

臨検搜索押収許可状（ 出管法31条）	行イ	行ク	入国警備官
①都道府県知事、②政令指定都市の長、③児童相談所設置市の長もしくは①ないし③から権限委任を受けた児童相談所長 ※当直では地裁名義で発付する。	行イ	行ク	①都道府県知事、②政令指定都市の長、③児童相談所設置市の長もしくは①ないし③から権限委任を受けた児童相談所長 ※当直では地裁名義で発付する。

上記の令状は、逮捕状と異なり、請求書謄本の提出は不要である。ただし、当庁では、公安事件に限り、謄本1部を提出させている。

令状区分に従い、令状請求事件簿に所要事項を記載して立件し、逮捕状の処理に準じて処理を進める。

夜間執行の許可（検査官、検査官等）

検査機関は、令状に夜間実施を許可する旨の記載がなければ、日の出前・日没後には、人の住居等において令状による検査を実施することができない。

夜間執行の許可を求めてきたときは欄外に次のようなゴム印を押し、必要と認められる場合は裁判官が押印をする。

刑訴法116条　日の出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押え又は検査を実施するため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

この令状は日出前又は日没後においてもこれを行うことができる。

裁判官印

令状準備後の事務処理

令状準備後の事務処理の要領は、却下の場合を含めて通常逮捕状の場合と同じか、又はこれに準ずる扱いである。

3-4 準抗告申立

当直において、準抗告の申立があった場合は、当直室備付の「当直における準抗告事件の処理について」に従って処理する。

受付

請求先は、常に千葉地方裁判所となる（地裁の専属管轄）。

刑訴法429条 裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。

3-5 勾留期間延長請求（勾留延長）

① 受付等

勾留期間延長請求（以下「勾留延長」という。）の受付は、請求書に受付印を押し、

「登録・採番」により事件番号
を採番する（マニュアル26頁参照）。

なお、形式的記載事項の確認に当たっては、原則として被疑者の勾留期間は勾留請求の日から起算して10日間（刑訴法208条1項）であることに注意する。

② 記録を裁判官に提出

請求書を含む捜査記録（勾留状添付）を担当裁判官に提出し、勾留状2枚目の延長期間、延長決定の日付、理由、裁判官名の記載をしてもらい、押印をもらう。

③ 裁判官から記録が戻った後の処理方法

ア 請求の認容の場合

勾留状2枚目に延長期間、理由、延長決定の日付、裁判官名及び押印があるかを確認する。

書記官は、「勾留状を検察官に交付した年月日」欄の日付に交付の日を記載し、裁判所書記官欄に記名し、職印を押す。※記載例参照

イ 延長期間短縮の場合

勾留を延長する期間は必ずしも請求どおりでなく、裁判官の判断によって短縮される。勾留を延長する期間が請求よりも短縮された場合は、速やかに検察庁に短縮した旨を電話連絡する（検察庁からの要望）。書記官は、「勾留状を検察官に交付した年月日」欄の日付に交付の日を記載し、裁判所書記官欄に記名し、職印を押す。

ウ 請求の却下の場合

請求が不適法又は理由のないときは、却下の裁判をする。この場合は、請求書上部の余白に下記のゴム印を押し、裁判官の記名印を押し、理由を確認し記載した上で、裁判官の印を受ける。

本件請求を却下する
理由
平成 年 月 日
千葉●●裁判所
裁判官 西倉 淩印

④ 記録の返還

前記ア, イ, ウ, いずれの場合であっても, 請求書及び捜査記録(勾留状添付)を検察庁に交付し, [REDACTED] 事件関係送付一覧に受領印をもらう。

※ 勾留状 2枚目記載例

勾留延長を許可する場合は, 当番裁判官が, 勾留延長請求書に添付された勾留状の2枚目の「勾留期間の延長」欄の延長期間及びその理由を記載し, 日付, 処理庁, 記名押印する。

裁判官記入欄

書記官記入欄

裁判官から記録が戻されたら, 形式的記載事項(延長期間, 理由, 日付, 裁判所名, 記名押印)を確認し, 「勾留状を検察官に交付した年月日」欄に書記官が日付, 記名欄を記入し, 職印を押す。

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	
下記の 2, 3 号に当たる。	
1. 被疑者が定まった住居を有しない。 2. 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。 3. 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。	
勾留期間の延長	
延長期間	延長期間
平成23年 9月21日まで	平成 年 月 日まで
理由	理由
関係人取調べ未了 証拠物多めのため 鑑定未了	
平成23年 9月11日	平成 年 月 日
千葉地方 裁判所	裁判所
裁判官 西倉涼	裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日	勾留状を検察官に交付した年月日
平成23年 9月11日	平成 年 月 日
裁判所書記官 吉田文子	裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時	勾留状を被疑者に示した年月日時
平成 年 月 日午 時 分	平成 年 月 日午 時 分
刑事施設職員	刑事施設職員

3-6 観護状

少年法 43 条 1 項本文によれば、検察官は、少年の被疑事件においては、裁判官に対して、勾留の請求に代え、同法 17 条 1 項の勾留に代わる観護措置を請求することができる。この令状を「観護状」又は「観護令状」と呼ぶ。

観護状を発付する場合であっても、受付から発付までの処理は、被疑者の勾留請求に準じて行う。

① 受付

受付日付印に受理時刻を記入し、令状請求事件簿の「観護状」欄で立件する

② 観護状、調書等の作成

観護状、陳述調書の記載要領は記載例のとおりである。

観護状発付に必要な書類（観護状、調書、勾留に代わる観護措置通知（※勾留通知に

代わるもの））は、

にある書式を利用して手書きで作成するか、

にある電子データを利用して作成する。

※ その他、要通訳事件の場合は、勾留請求に準じて書類を準備する。

※ 観護状事案においても、被疑者国選弁護人制度の適用はある。請求があったら、勾

留請求に準じて処理する。なお、国選関係の書類は、

にある電子データを利用して作成する。

※ 観護状に添付する「被疑事実の要旨」は、書き出しの部分が通常「被疑者は、」と

ある部分を「少年は、」に訂正しなければならないことに注意する。

③ 注意点等

観護状を発付するに当たっては、①勾留場所は少年鑑別所となること、②接見等禁止が付けられないこと、③観護状の効力は、請求の日から 10 日間に限られ、延長は認められないこと、以上の点に注意する（なお、平成 30 年 1 月 1 日から、令状に印を押捺しない取扱いとなったので、印の押捺は不要である。）。

④ 勾留に代わる観護状発付の場合

少年について、先に検察官から勾留請求がなされた場合で、裁判官が観護状の発付を相当と判断した場合の措置については見解が分かれている。検察官に観護状を予備的に請求させる取扱いが多いが、その際は、少年鑑別所に身柄の受入れが可能かどうか等を確認する必要があるので、裁判官の指示のもと速やかに処理する。

なお、観護状を発付する場合、勾留請求は却下することが多いが、処理にあたっては裁判官の指示を受ける。

観護状1枚目(表)

観護状		指揮印
少年	氏名 年齢 住居 職業	星川涼介 15歳(平成8年7月17日生) 千葉市中央区中央港1-14-116 中学生
少年に対する傷害 被疑事件について、同人を千葉少年鑑別所に送致する。		
被疑事実の要旨 別紙とのおり		
刑事訴訟法60条1項各号に定める事由 裏面のとおり		
有効期間 平成23年8月16日まで この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返送しなければならない。		
平成23年8月11日 千葉地方裁判所 裁判官 西倉 		
請求の年月日	平成23年8月11日	
執行した年月日時 及び場所	平成 年 月 日 午 時 分	
記名押印		
執行することができなかつたときはその事由		
記名押印	平成 年 月 日	
収容した年月日時 及び取扱者	平成 年 月 日 午 時 分	

* 庁印の押捺は不要。

* 観護状の2枚目に、被疑事実の要旨を添付する。

被疑少年陳述調書

調書	指揮印	裁判官印
被疑事件	星川涼介	
被疑少年	星川涼介	
陳述を聽いた年月日・場所	平成23年8月11日・千葉地方裁判所	
裁判官	西倉涼	
裁判所書記官	山本東介	
人定質問	氏名、年齢、職業、住居は観護指図請求書記載のとおり。	
裁判官は、終始本懇し、または、個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げたうえ、観護指図請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。		
被疑事件に対する陳述		
弁護人の選任の告知		
裁判官は、弁護人を選任できる旨及び実用その他の事由により自ら弁護人を選任することができる旨を告げたうえ、さらに、弁護人の選任を請求するには努力すべき旨を述べし、なければならぬ旨及びその責力が基準額以上であるときは、あらかじめ、千葉県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示した。		
被疑少年が指定した通知先		
本調書の読み聞け	以上のとおり録取して読み聞かせた。	
読み聞かせた事項に対する被疑少年の陳述		
被疑少年の署名・指印		
平成23年8月11日 千葉地方裁判所 裁判所書記官 山本東介 		

1枚目(裏)

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	
下記の号に当たる。 1 少年が定まった住居を有しない。 2 少年が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。 3 少年が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。	
仮収容執行指揮印	仮収容決定
	主文 委託の少年を係にした場所に収容する。 理由
	連坐 少年法43条1項、17条の4
	平成 年 月 日 地方裁判所 裁判官
この決定は平成 年 月 日当庁において少年の面前で言渡して告知した。 裁判所書記官	
収容した年月日時 及び取扱者	平成 年 月 日午前・後 時 分

3-7 勾留の執行停止

勾留の執行停止とは、勾留の裁判そのものの効力は消滅させないで、その執行力のみ停止させて被告人又は被疑者を釈放することである。多くの場合は、被告人、被疑者又は弁護人もしくは検察官から申し立てられるが、それは、裁判所の職権発動を促す意味をもつものに過ぎない。

① 受付

請求書を受理した際に、請求者に対し、被疑者か被告人（被告人の場合は第1回公判期日前か後か）かを確認する。

② 事件簿登載

被疑者の場合は、申立書の形式的記載事項（あて先、日付、標題、標題に対応する趣旨、請求者の記名押印が適正に記載されているか。）、添付書類を審査した上、申立書に当直受付日付印を押して、「上訴申立書等記録簿」に登載する。

被告人の場合は当直受付印を押すのみで、帳簿への登載は必要ない。

③ 処理すべき裁判所（官）

ア 被疑者の場合

勾留状を発付した裁判官の所属に関係なく、当番裁判官が処理することになる。

イ 被告人の場合

第1回公判期日前後（被告事件に対する陳述の機会を与えた時点の前後）により異なる。

(ア) 第1回公判期日前

当番裁判官が処理することになる。

ただし、事件により当番裁判官が処理することができない場合（簡裁事件につき未特例判事補、地裁事件につき簡裁判事）には、当庁事務分配の定めにより次順位者が処理することになるので、当番裁判官から直接又はその指示を受けた当直員から、次順位裁判官及び担当部（係）の主任書記官又は書記官に速やかに電話で連絡する。

(イ) 第1回公判期日後

事件係属部（係）が処理することになるので、係属部主任書記官に電話で連絡する（連絡先については、「令状関係サポート連絡表」を参照）。

(ア)、(イ)のいずれであっても、申立内容により即日処理すべき場合（例えば被告人、被疑者の手術のための入院、近親者の葬儀参列等）と、翌日の処理でも差し支えない場合があるので、当番裁判官と密接な連絡を取り、その指示を受けて対処する。

④ 即日処理すべき場合の手続

ア 求意見

検察官以外の者から申立があったときは、急速を要する場合を除いて検察官の意見を聞くことになるので、求意見書を作成し、これに勾留執行停止申立書及び提出された書類（診断書、電報、電聴、身柄引受書等）を添付し、事件関係送付簿によって検察庁に送付する。求意見書の作成要領は、記載例に示すとおりであり、

[]にある電子データを利用して作成する。

イ 勾留執行停止決定（勾留執行停止を認める場合）

(ア) 決定原本及び謄本（検察官、被告人又は被疑者、弁護人、収容場所の長、他の申立人用）を作成する。勾留執行停止決定をする場合、「委託」又は「住居の制限」が必要的条件である（実務上は制限住居の指定がほとんどと思われる。）から、そのいずれかの条件が決定書に明記されていなければならぬことに注意する。決定書の作成要領は記載例に示すとおりであり、[]にある電子データを利用して作成する。

なお、執行停止の始期は記載しない扱いもあり、終期については土曜、日曜及び祝日を避け、収容手続が勤務時間内に完了するよう配慮して時刻を定めている（通常午後2時）のが実務の扱いである。

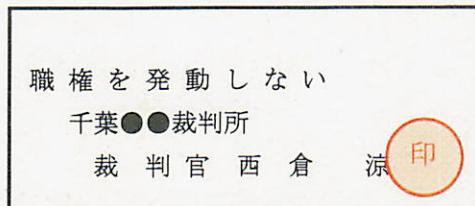
(イ) 決定謄本は、検察官、被疑者もしくは被告人、弁護人に送達する。検察官に対しては、事件関係送付簿によって送付し、決定原本の余白部に

「本謄本は即日送付簿により検察庁に送付した 裁判所書記官㊞」
のゴム印を押して書記官が認印する。

被告人、被疑者又は弁護人らに対する送達は、直接交付できる場合を除いて、当直勤務時間終了後、刑事担当者が行うので、帳簿により引き継ぐ。ただし、弁護人に対しては、決定が出た旨を速やかに電話で連絡するのが適切な対応である。

ウ 職権を発動しない場合（勾留執行停止を認めない場合）

申立書余白に職権を発動しない旨を記載（ゴム印を使用）して裁判官の記名印を押し、押印を受ける。



検察官、関係人等に対しては、電話等適宜な方法で通知し、申立書欄外に「即日弁護人・検察官に対し通知済」と記載し、書記官が認印することにより通知した旨を明らかにしておく。

平成23年(む)第20001号

求 意 見

被 疑 者 千 葉 太 郎

被 疑 者 に 対 す る 窃 盗 被 疑 事 件 に つ い て、 別 添 の と お り
弁 護 人 か ら 勘 留 執 行 停 止・ 勘 留 取 消 し の 請 求 が あ っ た の で、
意 見 を 求 め る。
な お、 不 相 当 と す る と き は、 具 体 的 な 理 由 を 述 べ ら ら と い う。

平 成 23 年 11 月 1 日

千 葉 地 方 裁 判 所

裁 判 官 鈴 木 京 子 

千 葉 地 方 檢 索 庁
檢 索 官 殿

意 見

上記の請求は、 と 思 料 す る。

理 由

平 成 年 月 日
千 葉 地 方 檢 索 庁
檢 索 官

千 葉 地 方 裁 判 所 御 中

求 意 見 の 記 載 例

被 疑 者 に 対 し、 弁 護 人 よ り 勘 留 執 行 停 止 の 申 立 が な さ れ た 場 合

求 意 見 を 作 成 し、 申 立 書 と 合 繕 し、 令 状 当 番 裁 判 官 の 決 裁 を も ら い、 檢 索 庁 へ 送 付 す る。

檢 索 官 か ら 求 意 見 が 返 っ て き た ら、 当 日 の 当 番 裁 判 官 に 提 出 し、 判 断 を 仰 ぐ。

平成 23 年 (む) 第 20001 号

勾 留 執 行 停 止 決 定

被 疑 者 千 葉 太 郎

昭 和 52 年 6 月 17 日 生

被 疑 者 に 対 す る 窃 盗 被 疑 事 件 に つ い て、
平 成 23 年 11 月 1 日 弁 護 人 か ら 勘 留 の 執 行 停 止 の 申 出 が あ っ た の で、 当 番 裁 判 所 は、 檢 索 官 の 意 見 を 聞 い た 上、 次 の と お り 決 定 す る。

主 文

上記の被 疑 事 件 に つ い て 平 成 23 年 10 月 29 日 付 け で し た 勘 留 の 執 行
を、 平 成 23 年 1 月 3 日 か ら 平 成 23 年 1 月 4 日 午 後 2 時 ま で 停
止 す る。

(指 定 案 件)

被 疑 者 は 千 葉 市 中 央 区 中 央 1 丁 目 2 番 3 号 に 居 住 し な け れ ば な ら な い。

平 成 23 年 1 月 1 日

千 葉 地 方 裁 判 所

裁 判 官 鈴 木 京 子 

(注 意 事 項)

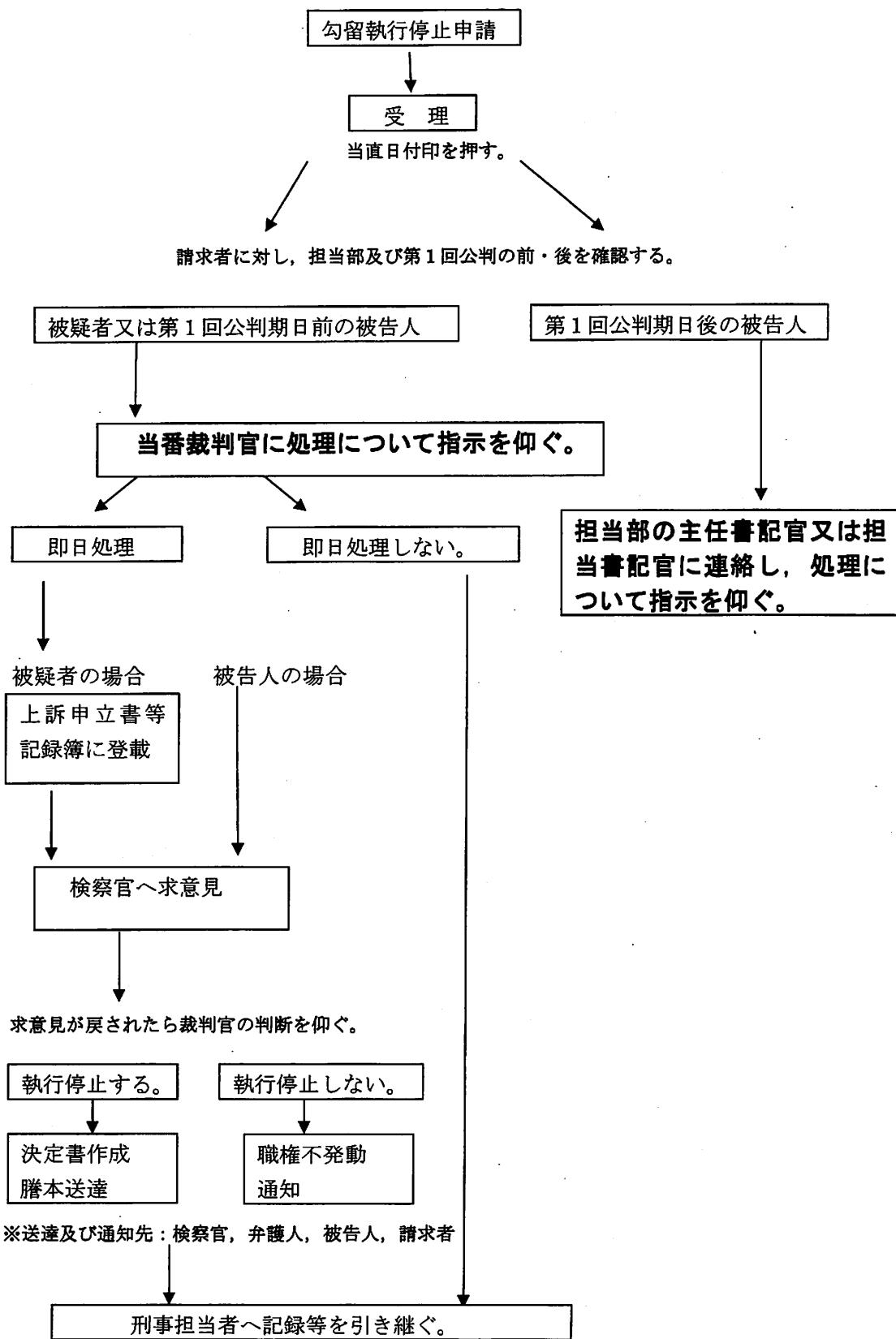
次 の い ず れ カ の 場 合 に 当 た る と き は 勘 留 の 執 行 停 止 を 取 り 消 さ れ る こ と が あ る。

- 1 裁 判 所 の 定 め た 指 定 案 件 に 違 反 し た と き。
- 2 召 嘻 を 受 け、 正 当 な 理 由 が な い の に 出 脱 し な い と き。
- 3 逃 亡 し、 又 は 逃 亡 す る と 疑 う に 足 り う る 相 当 な 理 由 が あ る と き。
- 4 罪 証 を 贈 辐 し、 又 は 罪 証 を 贈 辐 す る と 疑 う に 足 り う る 相 当 な 理 由 が あ る と き。
- 5 被 疑 者 も の 他 事 件 の 审 判 に 必 要 な 知 識 を 有 す る と 認 め ら れ る 者 若 し く は そ の 親
族 の 身 体 若 し く は 財 産 に 害 を 加 え、 若 し く は 加 え よ う と し、 又 は こ れ ら の 者 を 恐
怖 さ せ る 行 为 を し た と き。

決 定 書 見 本

勾 留 執 行 停 止 を 許 可 す る 場 合 は、
決 定 書 を 作 成 す る の で、 当 直 室 備
え 付 け の 用 紙 を 使 用 す る と い う こ と で 決 定 書 を
起 案 す る。

勾留執行停止の流れ



3-8 勾留取消請求

1 受理時の確認事項

請求者に対し、口頭で次の事項を確認する。

- ・ 被請求者が被疑者か被告人かを確認する。
- ・ 被告人であれば、千葉地裁に起訴されているのか、千葉簡裁に起訴されているのかを確認する。
- ・ 被疑者であれば、勾留日を確認する。

(1) 千葉地裁に起訴されている被告人の場合は、[REDACTED]で起訴の有無及び第1回公判期日の前か後かを確認する
[REDACTED]

(2) 千葉簡裁に起訴されている被告人の場合は、千葉簡裁刑事担当主任書記官又は千葉簡裁庶務課長に連絡して指示を仰ぐ（※1）。

(3) 被疑者の場合は、当該事件の有無を[REDACTED]で事件カードを確認する。
[REDACTED]

※千葉地方裁判所本庁の事件と千葉簡易裁判所の事件しか受理できない。

※被請求者が被疑者か被告人の第1回公判期日の前であるか後であるかによって、処理する裁判所が違うので注意する。

請求者の資格を確認し、弁護人以外の者からの請求のときは、戸籍謄本、住民票等の疎明資料が添付されているか確認する（刑事訴訟法87条1項により、勾留取消を請求できるのは、被告人、弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹とされている。）。

弁護人提出の場合は、私選か国選か聞き、私選の場合は、弁護人選任届を提出済みかどうか確認する。

裁判官との面接希望がある場合、面接日時は検察官の意見が戻ってきてから調整する旨を伝える。ただし、こちらから積極的に面接希望の有無を確認

する必要はない。

2 被疑者に対する勾留取消請求について

勾留状を発付した裁判官の所属に關係なく、当番裁判官が処理することになる。当該日の裁判所に合わせて、地方裁判所の日であれば [REDACTED] (事件符号(む))、簡易裁判所の日であれば刑事雑事件簿で立件する(事件符号(る))。

[REDACTED] 以降の事務処理については、下記3(3)～と同様(ただし、被疑者段階では、事件記録が存在しないので、事件記録に該当する部分は除く)である。

※ この後の処理は、全て受け付けた裁判所名で処理する。

※ 被疑者段階では、勾留取消請求の判断主体は「裁判官」なので、勾留状の発付庁が地裁でも簡裁でも千葉地方裁判所、千葉簡易裁判所の枠組みに縛られずに処理することが可能(刑訴法207条1項)。

3 被告人に対する第1回公判期日前の勾留取消請求について

(1) 地方裁判所の事件については [REDACTED] (事件符号(む))、簡易裁判所の事件については刑事雑事件簿で立件する(事件符号(る))。

(2) 裁判官の肩書きは、起訴されている裁判所名に合わせる。求意見は勾留取消請求時の当番裁判官が、勾留取消請求に対する判断は検察官からの意見提出時の当番裁判官が、それぞれ担当する。令状当番裁判官が、簡易裁判所所属の裁判官(簡裁判事)のときは地方裁判所の事件の勾留取消請求は処理できず、令状当番表に○印が付いている裁判官のときは簡易裁判所の事件の勾留取消請求は処理できないので、これらの場合には、「在院時間外の令状事務処理基準」(次の①～⑤の順)に従って処理する。

- ① 在院する刑事部の裁判官
- ② 当該日の夜間当番裁判官
- ③ その翌日以降の [REDACTED] 在住の夜間当番裁判官(当該日に近接する日の夜間当番裁判官が優先する。)
- ④ その他の刑事部の裁判官 [REDACTED]
- ⑤ その他の民事部の裁判官 [REDACTED]

※ 被疑者段階では、勾留取消請求の判断主体は「裁判官」なので、勾留状の発付庁が地裁でも簡裁でも千葉地方裁判所、千葉簡易裁判所の枠組みに縛られずに処理することが可能(刑訴法207条1項)。

(3) 檢察官へ求意見

求意見書を別紙1若しくは2(※2)を使用して作成し、求意見書、勾留取消請求書の順に合てつして、地方裁判所の事件は[REDACTED]した事件関係送付簿により、簡易裁判所の事件については事件関係送付簿(緑色のファイル)(以下、両者を単に「送付簿」という。)で検察庁へ送付する。

(4) 檢察官から意見書と捜査記録が提出されたら、次のとおり事件記録の所在を確認する。

ア 地方裁判所の事件の場合

[REDACTED]を利用して担当部を確認して担当部の主任書記官に連絡し、事件記録の所在を確認する(休前日の地裁受理の事件については刑事訟廷で記録を保管しているので、刑事訟廷事件係長又は刑事訟廷管理官まで連絡してください。)(※1)。

イ 簡易裁判所の事件の場合

千葉簡裁刑事担当主任書記官又は千葉簡裁庶務課長に連絡して、事件記録の所在を確認する(※1)。

(5) 令状当番裁判官(検察庁からの意見書提出時又は面接日の当番裁判官)に検察官からの意見書、捜査記録、事件記録を出し、許否の判断をしてもらう。

なお、弁護人に面接希望がある場合で、担当裁判官がこれに応じる意向のあるときは、許否の判断をする前に請求者に連絡して、面接日時を打ち合わせる。

(6) 許可の場合は別紙3若しくは4(※2)の書式を、却下の場合は別紙5若しくは6(※2)の書式を使って決定書を起案して裁判官の印をもらう。

(7) 決定(却下)した場合の事務

決定謄本を作成する。作成する謄本の数は、検察庁用に2通、請求者用に1通(請求者と弁護人が別のときは弁護人にも1通)、被疑者又は被告人用に1通、千葉地裁刑事訟廷事務室記録係又は千葉簡裁刑事係用に1通の計5通となる(請求者と弁護人が別の場合は5通+弁護人の数)。

決定謄本を送達する(検察庁へは捜査記録とともに送付簿で送付し、決定原本の余白に「本謄本は即日送付簿により検察庁に送付した裁判所書記官」とのゴム印を押して認印する。弁護人に対しては、決定が出た旨を速やかに電話で連絡する。請求者、被告人(被疑者)へは、週明けに送達するので、謄本を、地裁分は刑事訟廷に、簡裁分は、千葉簡裁へ引き継ぐ。)。

なお、請求者が決定謄本を受け取りに来るときは、別紙7(※2)の書式を使って交付送達する。

(8) 処理が終わった勾留取消関係書類と事件記録は、引継用のかご[REDACTED]

[REDACTED] に入れて次の当直員に引き継ぎ、休日最終日の宿直員は翌日に刑事訟廷又は簡裁刑事係に引き継ぐ。

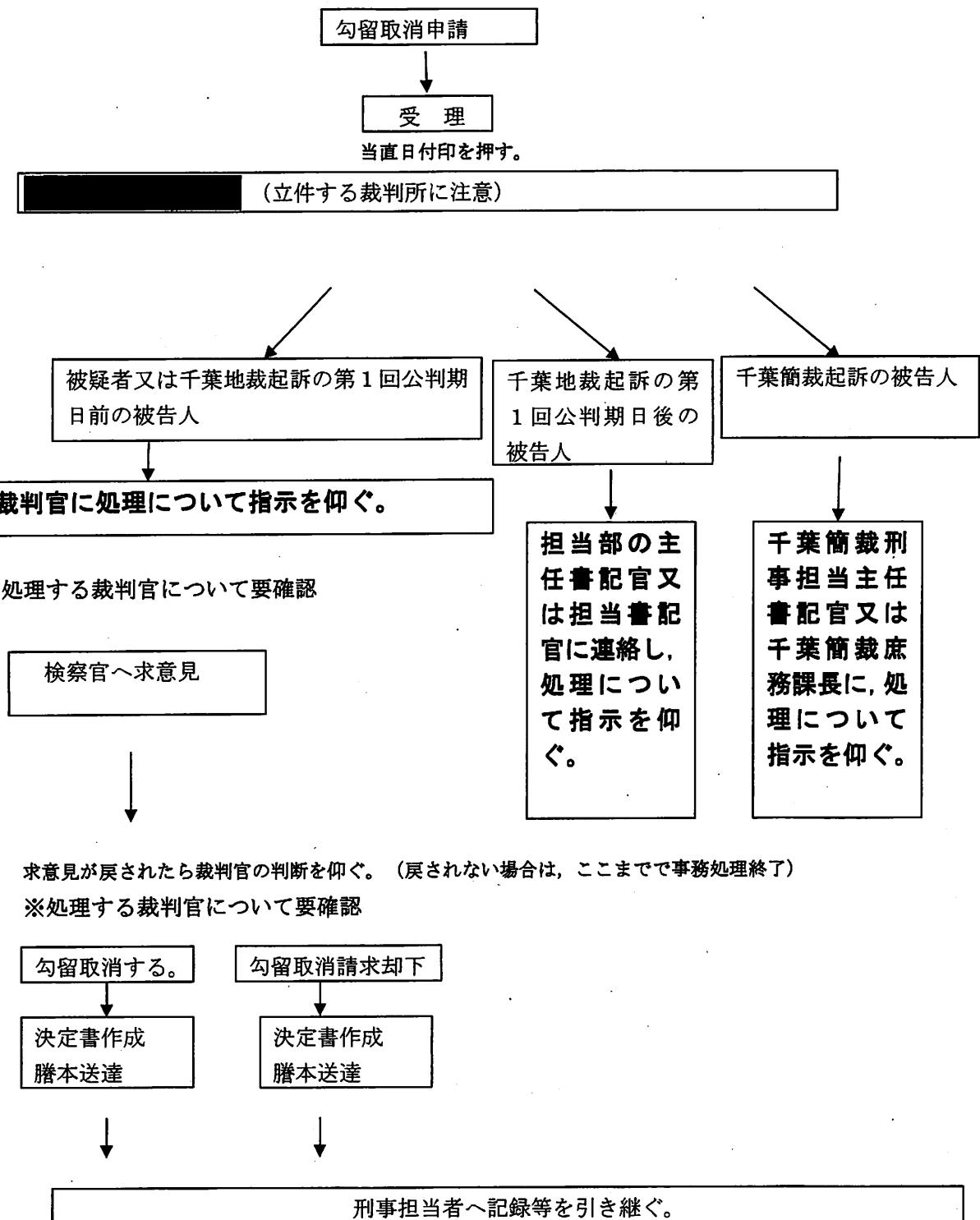
4 被告人に対する第1回公判期日後の勾留取消請求について

第1回公判期日後の勾留取消請求は、令状当番裁判官ではなく、**公判担当の裁判官**が処理することになるので、担当部の主任書記官ないし簡裁刑事係に連絡すること（※1）。

※1 主任書記官及び刑事訟廷管理官等への連絡先は、当直室備え付けの連絡先を参照する。

※2 別紙1～7の用紙は、当直室の [REDACTED]

勾留取消の流れ



3-9 接見等禁止一部解除申請

1 接見等禁止一部解除申請書の受付

当直室窓口において、千葉地裁又は千葉簡裁で接見等禁止決定をした被疑者又は被告人について、接見等禁止一部解除申請書が提出された場合、次のとおり応対する。

- (1) 申請者に対し、①当直明けの開庁日の処理で構わないか否か、②被申請者は被疑者か被告人か、③被告人であれば、起訴されたのは千葉地裁か千葉簡裁か、第1回公判期日の前・後、以上の点を確認する。

※請求書の記載内容も参照する。

被疑者の場合、簡裁で接見等禁止決定を出しているれば(る)の番号が、地裁で接見等禁止決定を出しているれば(む)の番号が記載されている。

被告人の場合、簡裁に起訴されれば(ろ)の番号が、地裁に起訴されれば(わ)の番号が記載されている。

- (2) 起訴されたのが千葉地裁か千葉簡裁か、第1回公判期日の前か後かは、
地裁の場合は、
[REDACTED]

[REDACTED] で、簡裁の場合は、千葉簡裁刑事担当主任書記官又は千葉簡裁庶務課長に連絡して指示を仰ぐ（主任書記官への連絡先は、当直室備え付けの連絡先を参照する。）。

- (3) 申請書に当直受付印を押印する（時刻の記入は不要）。裁判官の職権発動を促す申請のため、立件は不要である。

2 接見等禁止一部解除申請書受付後の処理

被請求者が、第1回公判期日後の被告人であるか、被疑者又は第1回公判期日の前の被告人であるかによって、処理する裁判所が異なるので、場合分けして説明する。

(1) 第1回公判期日後の被告人の接見等禁止一部解除申請

令状当番裁判官ではなく、公判担当の裁判官が処理することになるので、地裁担当部の主任書記官又は簡裁刑事主任書記官に連絡し、当直明けの開庁日の処理で構わないか否かについての請求者の意向を伝えた上で、処理について指示を仰ぐ。地裁担当部の主任書記官及び簡裁刑事主任書記官の連絡先は、当直室に備え付けられている。

(2) 被疑者又は第1回公判期日前の被告人の接見等禁止一部解除申請

当直明けの開庁日の処理で構わないか否かについての請求者の意向を令状当番裁判官に伝え、どの段階まで手続を進めるのか（手続を進行させず当直明けの開庁日に引き継ぐのか、求意見をするなど手続を進行するのか）について指示を仰ぎ、それに従って以下の事務処理を行う。

ただし、令状当番裁判官が、簡易裁判所所属の裁判官（簡裁判事）のときは地方裁判所で出した接見等禁止決定に対する一部解除申請は処理できず、令状当番表に○印が付いている裁判官のときは簡易裁判所で出した接

見等禁止決定に対する一部解除申請は処理できない。

これらの場合には、「在庁時間外の令状事務処理基準」（次の①～⑤の順）に従って判断する裁判官を決め指示を仰ぐ。

- ① 在庁する刑事部の裁判官
- ② 当該日の夜間当番裁判官
- ③ その翌日以降の [REDACTED] 在住の夜間当番裁判官（当該日に近接する日の夜間当番裁判官が優先する。）
- ④ その他の刑事部の裁判官 [REDACTED]
- ⑤ その他の民事部の裁判官 [REDACTED]

ア 手続を進行させず当直明けの開庁日に引き継ぐ場合

付箋に指示の日付と時刻、「●●裁判官より当直明けの開庁日の処理で可との指示あり」と記入し、聴取者の氏名を記載して申請書に貼付する。

令状関係書類引継簿のその他欄に「接見等禁止一部解除申請書（処理は開庁日）」と記載して当直明けの開庁日に簡裁又は地裁刑事訟廷に引き継ぐ。引継ぎ先は以下の方法に従って確認する。

（ア）被疑者の場合

- A 接見等禁止決定を簡裁で出している→簡裁
- B 接見等禁止決定を地裁で出している→地裁

（イ）被告人の場合

- A 簡裁に起訴されている→簡裁
- B 地裁に起訴されている→地裁

イ 即日処理はせず、翌当直日に処理を委ねる場合

付箋に指示の日付と時刻、「●●裁判官より翌当直日の処理に委ねるよう指示あり」と記入し、聴取者の氏名を記載して申請書に貼付する。

次の当直員に、書類を示しながら裁判官の指示及び申請書の保管場所を伝え、翌当直日の裁判官に判断をしてもらうように確実に引き継ぐ。

ウ 檢察官への求意見まで進めることになった場合

（ア）裁判官から検察庁への求意見まで進めるよう指示があったら、当直室備え付けの次の角印を接見等禁止一部解除申請の余白に押して、裁判所書記官欄に日付を記入した上でその下の欄に書記官の認印を押す。

裁判長（官）の命による求意見	
裁判所書記官	検察官
平成 年 月 日	平成 年 月 日
可 ・ 否	印

- (イ) 申請書のコピーを一部とり、原本は事件関係送付簿により検察庁へ送付する。
- (ウ) 求意見をした当直員の当直時間中に検察庁からの意見が戻らない場合、申請書のコピーを、令状関係書類引継簿のその他欄に「接見等禁止一部解除申請書写し（検察庁に求意見中）」と記載して、次の当直員に引き継ぐ。

開庁日直前の当直員は、開庁日に簡裁又は地裁刑事訟廷に引き継ぐ（引き継ぎ先は2(2)アのとおり。）。

3 検察官から接見等禁止一部解除申請に対する意見と捜査記録が提出された場合の処理

被請求者が、第1回公判期日後の被告人であるか、被疑者又は第1回公判期日の前の被告人であるかによって、処理する裁判所が異なるので、場合分けして説明する。

(1) 第1回公判期日後の被告人の場合

令状当番裁判官ではなく、公判担当の裁判官が処理することになるので、地裁担当部の主任書記官又は簡裁刑事主任書記官に連絡し、処理について指示を仰ぐ。地裁担当部の主任書記官及び簡裁刑事主任書記官の連絡先是、当直室に備え付けられている。

(2) 被疑者又は第1回公判期日前の被告人の場合

令状当番裁判官に許否の判断をするのかについて指示を仰ぐ。

ただし、令状当番裁判官が、簡易裁判所所属の裁判官(簡裁判事)のときは地方裁判所で出した接見等禁止決定に対する一部解除申請は処理できず、令状当番表に○印が付いている裁判官のときは簡易裁判所で出した接見等禁止決定に対する一部解除申請は処理できない。

これらの場合には、「在庁時間外の令状事務処理基準」（次の①～⑤の順）に従って判断する裁判官を決め指示を仰ぐ。

① 在庁する刑事部の裁判官

② 当該日の夜間当番裁判官

③ その翌日以降の [] 在住の夜間当番裁判官（当該日に近接する日の夜間当番裁判官が優先する。）

④ その他の刑事部の裁判官 []

⑤ その他の民事部の裁判官

ア 即日許否の判断をする場合

裁判官に接見等禁止一部解除申請書（検察官の意見付き），捜査記録を提出し，許否の判断をしてもらう。

(ア) 許可の場合は，別紙8又は9（※）の書式を使って決定書を起案して裁判官の印をもらう。

解除決定が出たら，決定謄本を作成する。作成する謄本の数は，検察庁用に2通，被疑者又は被告人用に1通，請求者用に1通（被疑者が請求者のときは不要）の計4通となる。

検察庁へは捜査記録とともに決定謄本を事件関係送付簿で送付し，決定原本の余白に「本謄本は即日送付簿により検察庁に送付した 裁判所書記官」とのゴム印を押して認印する。弁護人からの請求だった場合には，弁護人に対し決定が出た旨を速やかに電話で連絡する。請求者，被告人（被疑者）へは，週明けに決定謄本を送達するので，決定謄本を，地裁分は刑事訟廷に，簡裁分は千葉簡裁に，令状関係書類引継簿のその他欄に「接見等禁止一部解除申請書，接見等禁止一部解除決定謄本●通」と記載して翌営業日に簡裁又は地裁刑事訟廷に引き継ぐ。引継ぎ先は2(2)アのとおり。

なお，請求者が決定謄本を受け取りに来るときは，当直室備え付けの送達報告書の書式を使って交付送達する。

(イ) 職権を発動しない場合は申請書余白に

「職権を発動しない。」

平成●●年●●月●●日

千葉●●裁判所

裁判官 ● ● ● ●

と記載し，裁判官の印をもらう。

裁判官の印をもらったら，職権を発動しない旨の文言と裁判官の印のある接見等禁止一部解除申請書のコピーを取り（コピーは前記文言と裁判官印のあるページだけでよいし，謄本認証も不要），捜査記録とともに事件関係送付簿で検察庁に送付する。

申請者が被疑者の場合，[]を使用して，留置担当職員を通じて職権を発動しない旨被疑者に電話で通知する。申請者が弁護人の場合，弁護人に電話で職権を発動しない旨通知する。

通知が終わったら申請書の職権不発動文言の下に「平成●年●月●日，上記の旨，検察官及び申請者に通知済 裁判所書記官」と記載して認印を押す。

処理が終わった接見等禁止一部解除申請書は，令状関係書類引継簿のその他欄に「接見等禁止一部解除申請書」と記載して翌営業日に簡裁又

は地裁刑事訟廷に引き継ぐ。引継ぎ先は2(2)アのとおり。

イ 即日処理はせず、翌当直日に処理を委ねる場合

付箋に指示の日付と時刻、「●●裁判官より翌当直日での処理に委ねるよう指示あり」と記入し、聴取者の氏名を記載して申請書に貼付する。

次の日直員に、書類を示しながら裁判官の指示及び申請書・捜査記録の保管場所（記録用ロッカー）を伝え、翌当直日の裁判官に判断をしてもらうように確実に引き継ぐ。

ウ 判断をせず当直明けの開庁日に引き継ぐ場合

捜査記録を事件関係送付簿を使用して検察庁に返還する。

付箋に指示の日付と時刻、「●●裁判官より当直明けの開庁日の処理で可との指示あり」と記入し、聴取者の氏名を記載して申請書に貼付する。

接見等禁止一部解除申請書は、令状関係書類引継簿のその他欄に「接見等禁止一部解除申請（判断は開庁日）」と記載して翌営業日に簡裁又は地裁刑事訟廷に引き継ぐ。引継ぎ先は2(2)アのとおり。

※ 別紙8及び9の用紙は、当直室の [REDACTED]

[REDACTED]

平成●●年 (●) 第●●●●●号

求 意 見

被疑者 千葉 健

被疑者に対する ●● 被疑事件について、別添のとおり ●● (請求者,
ex弁護人) から勾留取消の請求があったので、意見 を求める。
なお、不相当とするときは、具体的な理由を添えられたい。

平成●●年●●月●●日

千葉●●裁判所

裁 判 官 ● ● ● ●

千葉地方検察庁 檢察官 殿

意 見

上記勾留取消の請求は、 と思料する。

理 由

平成 年 月 日

検 察 庁

檢 察 官

千葉●●裁判所

御 中

平成●●年 (●) 第●●●●●号

求 意 見

被告人 千葉 健

被告人に対する ●● 被告事件について、別添のとおり ●● (請求者、
ex弁護人) から勾留取消の請求があつたので、意見 を求める。
なお、不相当とするときは、具体的な理由を添えられたい。

平成●●年●●月●●日

千葉●●裁判所

裁判官 ● ● ● ●

千葉地方検察庁 檢察官 殿

意 見

上記勾留取消の請求は、 と思料する。

理 由

平成 年 月 日

検 察 庁

檢 察 官

千葉●●裁判所

御 中

別紙3

本決定書は即日検察庁に送付済 裁判所書記官
平成●年(●)第●●号

勾 留 取 消 決 定

住 居 ●●
職 業 ●●

● ● ● ●
昭和●年●月●日生

上記の者に対する●●被疑事件につき、被疑者に対する勾留は、勾留を継続する理由及び必要がなくなったから●●●(請求者)の請求により検察官の意見を聴いた上、これを取り消す。

平成●年●月●日
千葉●●裁判所

裁 判 官 ● ● ● ●

別紙4

本決定書は即日検察庁に送付済 裁判所書記官
平成●●年(●)第●●号

勾 留 取 消 決 定

住 居、 ●●
職 業 ●●

● ● ● ●
昭和●年●月●日生

上記の者に対する●●被告事件につき、被告人に対する勾留は、勾留を継続する理由及び必要がなくなったから●●●(請求者)の請求により検察官の意見を聴いた上、これを取り消す。

平成●年●月●日
千葉●●裁判所

裁 判 官 ● ● ● ●

別紙5

本決定書本即日検察庁に送付済 裁判所書記官

平成●年(●)第●●号

勾留取消請求却下決定

住 居 ●●

職 業 ●●●

● ● ● ●
昭和●年●月●日生

上記の者に対する●●被疑事件について、●●●（請求者）から勾留取消しの請求があつたので、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

上記請求は、勾留を継続する理由及び必要があるものと認められるので、これを却下する。

平成●年●月●日
千葉●●裁判所

裁 判 官 ● ● ● ●

別紙 6

本決定謄本即日検察庁に送付済 裁判所書記官
平成●年(●)第●●号

勾留取消請求却下決定

住 居 ●●
職 業 ●●●

● ● ● ●
昭和●年●月●日生

上記の者に対する●●被告事件について、●●●(請求者)から勾留取消しの請求があつたので、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

上記請求は、勾留を継続する理由及び必要があるものと認められるので、これを却下する。

平成●年●月●日
千葉●●裁判所

裁 判 官 ● ● ● ●

事件番号	平成●●年(●)第●●●●号
------	----------------

送達報告書(□にレを付した事項に限る。)

送達書類	決定謄本	
受送達者	● ● ● ●	
送達方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付送達	平成●●年●●月●●日午前・後●●時●●分 当庁において交付した。
		書類受領者の 署名又は押印
	<input type="checkbox"/> 書留郵便 に付する 送達	平成 年 月 日午前・午後 時 分 <input type="checkbox"/> 郵便事業株式会社 支店 <input type="checkbox"/> 郵便局株式会社 郵便局 の書留郵便に付して発送した。 書留郵便物受領証は、別冊受領証つづりにつづる。 同日民訴規則44条の通知を普通郵便で発送した。
	<input type="checkbox"/> 民訴法107条 1項1号	(名宛の場所) <input type="checkbox"/> 訴状(申立書)記載の住所 <input type="checkbox"/> 届出のあった送達場所 <input type="checkbox"/> 付け上申書記載の住所
	<input type="checkbox"/> 民訴法107条 1項2号,3号, 2項	
<input type="checkbox"/> 公示送達 (書類)	平成 年 月 日 裁判所書記官が上記書類を保管し、受送達者に交付 する旨を当庁掲示場に掲示した。 (公示送達の効力発生時期 平成 年 月 日の経過)	
<input type="checkbox"/> 公示送達 (呼出状)	平成 年 月 日 上記呼出状を当庁掲示場に貼付した。 (公示送達の効力発生時期 平成 年 月 日の経過)	
<p>上記のとおり送達した。</p> <p>前 同 日</p> <p>(序名) 千葉地方裁判所 裁判所書記官 ● ● ● ● (職印)</p>		

平成●年(●)第●号

接見等禁止一部解除決定

被疑者 ●

被疑者に対する●被疑事件について、千葉●裁判所裁判官が平成●年●月●日にした接見等禁止決定は、下記の者との接見及び文書の授受に限り、これを解除する。

記

氏名 ●

住所 ●

平成●年●月●日

千葉●裁判所

裁判官 ●

平成●年（●）第●号

接見等禁止一部解除決定

被 告 人 ●

被告人に対する●被告事件について、千葉●裁判所裁判官が平成●年●月●日にした接見等禁止決定は、下記の者との接見及び文書の授受に限り、これを解除する。

記

氏 名 ●

住 所 ●

平成●年●月●日

千葉●裁判所

裁 判 官 ●